

「小樽市営住宅条例の一部を改正する条例(原案の概要)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- 1 意見等の提出者数 1人
- 2 意見等の件数 1件
- 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 0件
- 4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	<p>子育て支援に当たり、条例の一部改正は有効と思われる。</p> <p>なお、下記3点について、考慮いただきたい。</p> <p>①転貸物件の資産税の負担、修繕経費及び所有者からの返却、亡くなった場合の対応について</p> <p>②入居世帯の収入基準について</p> <p>③入居期間について(中学校卒業までの延長)</p>	<p>借上賃貸住宅については、公営住宅として位置付けしております。</p> <p>① 資産税の支払は建物所有者の負担、屋根、壁、階段及び廊下等の建物の構造上主要な部分についての管理修繕は基本的に建物所有者の負担とするが、詳細は要綱で定めることとしています。</p> <p>また、所有者からの返還要望等については、賃貸借契約の中で取り決めることを考えております。</p> <p>② 収入基準については、条例で定めがありますが、子育て世帯は特に居住の安定を図る必要がある世帯と考え、規則において収入基準を緩和することを考えております。</p> <p>③ 入居期間を小学校卒業までとすることで、多くの子育て世帯の方に入居の機会を提供できるものと考えているため、素案のとおりといたします。</p> <p>なお、今後において、社会情勢等の変化により、状況に応じて見直しや修正等を行う必要はあるものと考えております。</p>
2		
3		
4		
5		
6		